

# 公 告

このたび斜里町の一部を受益地域とする土地改良（川上大栄第2地区（区画整理））事業を道営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条第5項において準用する法第5条第3項の規定に基づき関係市町村と協議をしたいので、法第85条第6項の規定により公告し、関係書類を縦覧します。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第85条第7項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和7年1月9日

申請人 斜里町字美咲20番地 羽田野 達也  
斜里町字中斜里61番地5 澤田 義一  
斜里町字川上150番地 川村 龍治

## 1 縦覧について

### (1) 関係書類の名称

土地改良事業計画概要書

### (2) 縦覧期間

令和7年1月9日から令和7年1月29日まで

### (3) 縦覧場所

斜里町産業部農務課 事務室

斜里町のウェブサイト

## 2 意見書の提出方法等について

### (1) 意見書の提出先

Sh.noukai@town.shari.hokkaido.jp

### (2) 意見書の提出期限

令和7年1月29日（必着）

### (3) 意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。

イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。

ウ 電話での意見はお受けできません。

エ 郵送での意見書の提出を希望される場合は、斜里町産業部農務課までお問い合わせください。